

Title	藤森智子君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.4 (2011. 4) ,p.142- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110428-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

願いつつ、本博士学位請求論文が極めて創造的であつ高い
実証性を兼ね備えた先駆的な学術的研究であることを認め、
博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当
と判断する次第である。

二〇一一年二月二四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士（法学）	玉井 清

藤森智子君学位請求論文審査報告

はじめに

藤森智子君から提出された学位請求論文「日本統治下台湾における国語普及運動―「国語講習所」をめぐる総督府の政策とその実際（一九三〇―四五）―」は、日本統治期に「国語」（日本語）が台湾民衆に対してどのように浸透していったのか、台湾総督府の国語普及政策と台湾社会における普及の実際を検討している。日本の植民統治研究の複雑性は、被統治社会にとって、植民統治期がいわゆる「近代化」の時期と重なるところにある。日本統治下台湾の教育は日本への同化の手段であったが、同時に公教育の機能を有し、社会の近代化をもたらす役割を果たした。言語の統一は、近代国家成立の一つの要素と考えられる。「国語」は、コミュニケーションの手段、近代的知識吸収の手段として機能すると同時に、社会・国家を運営する機能も有する。植民統治下では国語教育が天皇制国家の理念を育成する手段となったことは既に多くの研究者によって

指摘されているが、その受け手側の社会において如何なる作用を果たしたかは、今後の開拓が待たれる研究領域である。藤森君の論文は、この領域に切り込んだ果敢な挑戦でもある。

藤森君は本塾大学院法学研究科博士課程に在学中、川合隆男先生の指導のもとで、日本統治下の台湾、韓国、中国における国語教育（国語普及運動）をテーマとして研究してきた。院生時代や就職後もアメリカ、台湾、韓国などにおいて、留学やフィールドワークを重ねて、今回の博士論文においては、対象地域を台湾に限定して、執筆したものである。藤森君は、一九九六年秋から二〇〇〇年末まで四年近く、国立台湾師範大学に留学し、その後も断続的に台湾の日本語講習所のフィールドワークを丹念に続けてきた。博士論文は、台湾の都市部、農村部、山村、離島など限なく歩いて当時の日本語講習所の元講師や元生徒たちへのインタビューを繰り返し実施し、その成果をまとめ上げたものである。

1 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第一節 はじめに

第二節 本研究の対象と問題意識

第三節 先行研究の検討

第四節 本研究の目的と方法

第五節 論文構成

第一部 台湾総督府の国語普及政策

第一章 植民地台湾における国語普及政策の成立と展開

第一節 植民地における文教政策と国語普及政策

第二節 国語普及政策の確立

第三節 国語普及運動の開始とその展開

第四節 国語普及運動の強化

第五節 小括

第二章 一九三〇年代初期の国語普及政策とその状況

第一節 国語講習所の開設とその要項の内容

第二節 国語講習所講師の養成

第三節 国語講習所の活動状況の宣伝

第四節 国語講習所拡張のための議論

第五節 小括

第三章 一九三〇年代後期から一九四五年までの国語普及

政策とその状況

第一節 皇民化政策の成立と国語教育方針の転換

- 第二節 国語常用運動と社会の国語化
- 第三節 国語常用運動と家庭の国語化
- 第四節 小括
- 第四章 国語講習所教科書『新国語教本』の性格
 - 第一節 『新国語教本』編纂の背景とその使用状況
 - 第二節 『新国語教本』の性格
 - 第三節 小括
- 第二部 台湾における国語普及運動の実際
- 第五章 台北市近郊の国語普及運動
 - 台北州海山郡三峡庄の事例 —
 - 第一節 三峡の概況と国語普及運動の状況
 - 第二節 三峡公学校と国語普及
 - 第三節 三峡の「国語常用家庭」
 - 第四節 小括
- 第六章 北部閩南人農村地域における国語普及運動
 - 台北州基隆郡萬里庄「溪底村」の事例 —
 - 第一節 萬里庄の概況と国語普及の状況
 - 第二節 萬里庄「溪底村」の「国語講習所」の実際
 - 第三節 小括
- 第七章 北部客家人農村地域における国語普及運動
 - 新竹州閩西庄の事例 —
 - 第一節 閩西庄の概況と国語普及の状況
 - 第二節 閩西庄「国語講習所」教育の実際一

- 「教案」「日誌」から —
- 第三節 閩西庄「国語講習所」教育の実際二
 - 元教師と生徒のインタビューから —
- 第四節 小括
- 第八章 南部離島における国語普及運動
 - 高雄州東港郡琉球庄の事例 —
 - 第一節 小琉球の概況と教育状況
 - 第二節 小琉球の「国語講習所」教育の実際
 - 第三節 小括
- 終章
- 第一節 本論の総括
- 第二節 国語講習所教育の意義—戦後への断続と継続—
- 第三節 今後の課題
- 参考文献
- 付録

2 内容の紹介

第一部では、国語普及政策の成立と展開を扱っている。台湾総督府により主導された国語普及政策が、台湾社会にどのように広がっていったのか、政策の成立と展開を扱っている。まず第一章では、台湾植民統治五〇年にわたる国語普及政策を概観し、その中で国語講習所が公学校を補完

する役割を担い、国語普及の上で大きな役割を果たしたことを検証している。第二章、第三章では、国語講習所制度が設置された一九三〇年代以降、国語普及政策の理念と実施状況を検討している。第四章では、国語講習所用教科書の内容を分析し、総督府が社会教育において教化しようとした内容を考察しているのである。

台湾における国語普及政策は、統治五〇年にわたって、一貫して台湾人の日本への同化を目指したもので、その目的は国民精神の涵養にあることが強調された。しかしながら、各州庁において発布された国語講習所の設立目的には、国語講習所が国民精神の涵養と同時に「徳性の涵養」「智能の啓発」といった公民的教養を育成する場でもあることが規定されている。一九三七年以降、日本への同化をさらに強めた皇民化政策の下で展開された皇民化運動の中にも、日本への同化や戦時動員体制の項目の他に、生活改善の内容が含まれていた。また、国語講習所用教科書では高い比率で公民養成の内容が扱われている。政策の中に、日本への同化のみでなく、社会の一員としての常識や知識、徳性を育成する内容が見られるのである。これらは、藤森君によれば、当時の言葉で「文明社会」に民衆を社会化する内容であった、という。

第一章は、植民地台湾における国語普及政策の成立と展開を検討している。台湾教育令や朝鮮教育令といった植民地における教育令が、日本中央政府で審議され、勅令によって制定されていたのに対し、国語普及に関する法令は州庁主導で発布され、後に総督府が制度として確立していった。それは、国語普及運動が、地方レベルで始まったことに起因していた。総督府は、台湾領有直後より、公学校による国語普及を図ったが、義務教育制度を施行しない状況下での就学率は低く、国語普及率は長きにわたって低迷した。この状況を打破するために国語普及運動が推進された。一九二〇年代より総督府は、地方の社会的エリートたちが国語練習会等の国語普及施設を開設することを奨励し、各州庁において国語普及運動が推進されていった。同時期、大正デモクラシーの影響下、新知識人たちによって反国語普及運動が起こったが、総督府は一九三〇年代になると、国語講習所制度を確立し、これらの運動は抑制されていった、という。一九三七年、日中戦争が勃発すると、戦時体制の下、皇民化政策が推進され、国語教育による国語普及のみならず、家庭や地域でも国語生活を営むことを推進する国語常用運動が展開された。こうした国語普及運動は、公学校教育と相まって、統治末期までに、八〇%を

超える高い国語普及率をもたらした。

第一章で概観した国語普及政策の内容を具体的に検討するのが第二章および第三章である。第二章では、国語講習所制度成立の一九三〇年から皇民化運動が開始される一九三七年までの期間を取り上げ、国語講習所制度の設置とその状況、教員養成、国語普及の宣伝等を取り上げ検討されている。国語講習所の要項では、国語を常用しない者に国語を教授し、同時に徳性の涵養や知能の啓発といった「公民的教養」を授けることが目的とされた。総督府は新聞雑誌を通じて、各地で講習所の活動が活発な様子を報道し、同時に模範的な講習所の姿を報じ、国語講習所が単に国語を教授する所ではなく、国民精神涵養の場であるという理念を強調した。国語講習所は各地で増設され、それに伴い、各州庁では専任教員の養成も行われ、国語普及が推進されていったのである。

第三章では、一九三七年から一九四五年までの期間を取り上げ、皇民化時期の台湾社会で展開された国語常用運動を検討している。日本内地で提唱され始めた「アジア共同体」思想と相まって、台湾では台湾人の同化をさらに強化する皇民化政策が実施された。各地で国語普及施設が増設され、多くの民衆が講習に通った。所によってはそれが公

教育の役割を果たした。社会教化のみならず、「国語常用家庭」を基盤とした家庭の国語化、部落の国語化が図られ、台湾社会の隅々にまで国語を普及させる国語常用運動が展開され、社会と家庭の国語化が推進された。

公学校教育と国語普及運動の結果、統治末期には、八〇%を超える国語普及率が達成されたが、多くの台湾人にとって、日本語は生活用語とはならなかった。国語は、共通語、近代的知識の吸引手段として認識され、台湾社会においては母語と国語の「二言語併用」生活がなされていた。こうした状況は、藤森君によれば、社会に「国語」の概念を植え付け、これが戦後の台湾社会にも継承されたのであった。

第四章は、国語講習所用教科書『新国語教本』の内容が検討されている。総督府の影響下にある台湾教育会によって編纂された教科書からは、総督府が国語講習所において教育しようとした内容が読み取れる。台湾教育会により、一九三三年に出版された『新国語教本』は、最初の全島統一の国語講習所用教科書であった。一九三九年には、時局の変化の影響を受け、改訂版が発行された。教科書の各課の題材は、大きく「国民養成」、「公民養成」、「日常生活」、「その他」に分けられる。日本文化、国体観念、戦時など

を扱った国民養成の課は、一九三三年版では平均一〇・四％であったのが、一九三九年版においては増加され平均二四％を占める。一方、道徳心や公共心を育成し、社会知識、実学知識といった知識や知能を育成する公民養成の課は、一九三三年版、一九三九年版の双方で半数以上を占めている。教科書の内容は、公民養成に関する比率が極めて高いことが明らかにされている。

第一部では、総督府の国語普及政策とその実施状況を検討し、国語講習所教育は国民精神涵養が目的であったこと、しかしながら、その中に国民養成の内容が見られること、国語普及運動によって「国語」概念が社会に浸透していったことが指摘されている。第二部においては、各地の事例から、台湾民衆が国語講習所でこうした政策の中に見られる内容をくみ取っていたことが明らかにされる。

第二部は、台湾における国語普及の実態を、四つの地域における事例調査から検討している。第五章は、台北市近郊の街、台北州海山郡三峡庄の事例を取り上げている。三峡は清代から産業が発達し、書房教育が行われ、日本統治時期にも公学校の就学率が高い地域であった。三峡公学校は、多くの知識人を輩出し、同時に三峡公学校の教員が国語講習所の講師を担当するなど、当地域の国語普及運動の

中心的存在となっていた。産業の発達や台北の近郊であることによる日本人との接触、教育水準の高さ等が三峡の国語普及率の高さとなって現れた。都市部に近い地域の一事例として、皇民化政策開始の一九三七年以前から一定の国語普及率を示していたことを明らかにしている。

第六章は、台北州基隆郡萬里庄「溪底村」の事例を取り上げている。三峡が都市近郊なのに対し、第六章、第七章で取り上げる地域は北部の農村である。萬里庄「溪底村」は、農業を主たる産業とする山村である。国語普及率は、一九三一年では七・四五％と高くないが、国語講習所の設置により、一九三五年には二六・〇六％に上昇する。保正などの村の指導者が講習の指導に当たり、国語普及が推進された。夜間に行われた講習には、就学機会を逸した人々が集まり、国語、唱歌、算術などの他には社会的なルールも教えられ、第一部の文献調査に現れた特徴と同様の傾向が見られたのである。

第七章は、新竹州関西庄の事例を取り上げている。関西庄国語講習所の教案・日誌、元講師・生徒への面接調査から、関西庄の国語講習所の実態を検討している。教案・日誌の記述から、教科目、教授時数、教授内容ともに公学校低学年程度であること、日々の生徒指導の内容は、社会生

活上の常識に関わる内容が圧倒的に多いことが明らかにされている。生徒たちの中には、勉強をしたかったという理由の他に、就職機会を得るために講習に通った者もいた。関西庄の国語講習所が、公学校を補完する役割を果たし、同時に生徒たちを社会化する機能を持っていたことが明らかにされている。

第八章は、南部離島における事例を扱っている。高雄州東港郡琉球庄は、日本人がほとんど居住していない離島であった。しかしながら、少なからぬ国語普及施設が設置され、民衆たちは講習所へ通った。元講師、生徒たちへの面接調査からは、小琉球島の講習所では、教科目の他に社会的ルールが教えられていたこと、当地の女性たちが講習所教育に識字や転職の機会を求めていたことが明らかにされている。同時に、国語が、日常生活には属さない書き言葉、知識吸収の手段と見なされていたことが論証されている。

終章においては、国語普及政策が内包するものから、台湾社会が選び取った部分、社会に普及した概念が検討されている。国語講習所の最も重要な教育目的は、国民精神の涵養であった。しかしながら、国体観念等の日本国民養成に関する内容より、社会的常識を身につける公民養成の内容の方が、講習所教育ではより求められ、またより多く教

えられたのである。同時に、国語普及の社会への浸透により、共通語、知識吸収の手段としての国語概念が社会に行きわたっていったことが検討され、国語普及運動の歴史的、今日的意義を考察している。

ベネディクト・アンダーソンは、『想像の共同体』（一九八三年）において、社会が文字や共通の言語を持つことがナショナルリズムの醸成につながると指摘している。一九三〇年代より展開された国語普及運動は、高い普及率をもつて多くの台湾民衆に国語概念を植え付け、多民族社会の台湾において共通語をもたらした。日本語という共通言語を社会が経験することにより、社会がひとつの共同体として統合されていったといえよう。日本統治時期にもたらされた共通語概念が、戦後の北京官話導入をスムーズにし、それと同時に台湾に一つの共同体意識を醸成するきっかけにもなったという指摘は、無批判に戦前植民地における日本統治を称賛する議論と結びつき、戦後今日に至るまで、日本と近隣アジア諸地域との摩擦を生む一因となってきた。この時期の歴史を対象とする上で必要なのは、こうした議論とは距離を取り、歴史の事実をひとつひとつ検証していく作業であると思われる。

藤森君が取り上げている「国語講習所」に通った元生徒

私たちは、いわゆる「僻地」に居住していた人々である。こうした人々は、男性、ことに長男や富裕者であったり、あるいは都市部に居住している人々に比べると、周縁化された人々であったといえる。中央―周縁理論は、例えばウォーラーステインの世界システム論や濱下武志の中世・近代アジアの朝貢関係の分析など、社会科学や歴史の分野において分析枠組として利用されているが、この研究においても有効な視点を提供している。そもそも「国語講習所」に通った人々は、公学校にさえ通えなかった人々である。その理由の多くが、貧困、加えて次男三男など長男でないこと、女性であること、場合によっては養女であること、公学校がない「僻地」に居住していることなどであり、彼らは社会的に周縁化された「マージナル」な人々である。「国語講習所」はこうした周縁化された人々を対象とした教育施設であった。

教育は、社会化の機能を有するが、「国語講習所」も同様の機能を有する教育施設であった。その教育は、言語や教科のみならず、教師は生徒たちに社会的ルールや衛生概念の導入等の社会的指導を行っていた。第二部で論じているがその指導内容は、大きく二種類に分類される。ひとつは、国体概念や戦時体制に関わる内容で、「皇民化政策」

に分類される。もうひとつは社会生活の上で必要なルール等を教える「社会生活上の常識」である。先行研究（呉文星）は、日本統治時期の国語普及が台湾人の日常生活に大きな影響をもたらさず、むしろ日本語を近代知識の吸収手段と見なしていたことを指摘している。また、陳培豊も同化を日本への同化と近代への同化という二つに分け、台湾人が後者の同化を指向したと指摘している。藤森君が取り上げている社会化もまた、二つの方向性が内包されていた。総督府が想定していた社会化される、あるいは同化される先の社会は、日本社会であるはずである。国語の習得により日本精神を涵養し、日本国民を作り出すというのが総督府の政策であった。しかし、実際には、国語講習所においては日本語の習得だけでなく、社会知識や実学知識といった近代的知識の教授も行われていたのである。民衆たちにとって、後者は前者同様に大きな意義をもっていたと思われる。戦後、国語は日本語から北京官話へ取って替わられた。それでは、一九三〇年代から四五年までの間、多くの台湾民衆が「国語講習所」に通ったことは全く無駄になってしまったのかというと、必ずしもそうではないと考えられる。それは、後者の近代化に関わる部分があるからである。講習を通じて民衆たちは近代社会へと社会化さ

れ、日本統治終焉後もその状態が続いたからである。藤森君は、台湾総督府の国語普及政策の中には、社会の一員としての知識、教養の育成も含まれていた、と結論づけている。

3 本論文の評価

藤森智子君の博士学位請求論文「日本統治下台湾における国語普及運動―「国語講習所」をめぐる総督府の政策とその実際（一九三〇―四五）―」の評価すべき点について、以下に六点ほど挙げたい。まず第一点は、植民地統治下の歴史実証研究の手堅さである。台湾における国語普及運動、その中でも社会教育施設としての「国語講習所」という主題に絞って、総督府による政策から、現実に実施された教育現場や社会化の過程を丹念にたどり、「国語講習所」の意味は、公民的教養の育成が主要なものであった、という結論を導き出している。台湾における公学校の役割や総督府の国語普及運動については、先行研究も多いが、一九三〇年代からの「国語講習所」という社会教育施設についての研究は、藤森君の研究が現れるまで、日本でも台湾でも極めて数少ない。とりわけ歴史研究の論文として、彼女は、一般研究者がよく利用する総督府公文類纂、新聞、雑誌及

び台湾総督府及び各州庁の出版物以外に、「台北州檔案」、「三峡公学校職員履歴書綴」、「関西鎮誌（稿本）」、「関西庄国語講習所教案」、「関西庄国語講習所日誌」、「琉球公学校職員履歴書綴」、「琉球公学校沿革誌」、「琉球庄管内概況」等の未公開の一次史料を発掘し、同時に聞き取り調査により口述史料を収集し、具体的かつ実証的に各事例を検討している。そうした分析から導き出された結果は強い説得力を持っていると言える。

教育史において、「学校教育史」が主流であることは、日本でも台湾でも変わらないが、日本でも明治・大正、昭和戦前期において青年学級や夜学などの社会教育の果たした役割について近年多くの実証研究が蓄積され、近代化や産業化に果たした役割の重要性が指摘されている。その意味で、藤森君の着眼点は、台湾社会における「国語講習所」という社会教育機関を通して、台湾の近代化、近代教育の進展を見ようとするものである。さらに、それが日本統治下、植民地期の同化政策、皇民化政策と重なっていた「国語普及運動」という理念とどのように結びついていたのか、あるいは乖離していたのかという極めて意義深い問題意識を展開している。藤森君は、この問題意識の下で、第一章から第八章まで一貫した手堅い実証的方法によって

分析している。総督府資料、各州庁、郡市別統計・資料や教科書、教案・日誌や元講師や元生徒たちに対してのインタビュー調査、事例研究としての台北市郊外、農村地域、山村地域、離島社会に至るまで丹念にフィールド調査を重ねて「国語講習所」の実態を見事に描き出している。

第二に、詳細な新聞・雑誌の資料を用いて、総督府のマスメディアによる宣伝の実態が明らかにされている点である。藤森君は、『台湾日日新報』、『台湾教育』、『台湾時報』、『台湾婦人界』などの新聞・雑誌の資料を綿密に検討して、マスメディアによる国語講習所制度に対する影響を実証的に論述している。一九三〇年代初期の国語講習所活動の宣伝については、今まで関連研究で触れられてこなかった課題であった。藤森君は、総督府当局が如何にマスメディアを運用して、台湾の民衆が喜んで入学するように鼓舞してきたのかを明らかにして、国語講習所制度の進展の実態を論述した点は、評価すべき重要な点である。

第三に、教育史における詳細な検討の意義である。教科書『新国語教本』に対する分析は、今までの研究を一歩進めて、教材内容の分類について日常生活、公民養成、国民養成等による更なる新しい分析枠組みを用いている。教本の題材と毎課の内容を分析し、教材内容の要旨を適切に導

き出し、その特色と意義を具体的に指摘し、これからの教科書研究の新たな模範例を提起している。

第四に、第二部の国語普及運動の実際に関して、藤森君が選び取った三峡、萬里、関西、小琉球等の事例分析の研究上における意義である。こうした事例から得られた結果は、当時台湾の都市外の一般街庄の国語普及運動の概況を十分に反映するに足るものであり、国語普及運動の実際を有効に説明している。また本論文は、政治学、歴史学、社会学、教育学、言語教育等の理論と概念を柔軟に運用しており、学際的な研究の特色が活かされている。

第五は、言語教育の多面性について、エスニシティやナショナリズムとは距離を置きながら分析する彼女の方法的姿勢である。日本人である研究者が植民地期の日本語教育や日本語普及運動を研究する場合、台湾や朝鮮、中国の人々に対して、侵略戦争に対するある種の「贖罪」の気持ちか、あるいは逆に戦前からの「アジア共同体」や日本統治の「正当化」を意識してしまうような極端な態度が一方には存在している。それに対して、藤森君は、歴史の一事象として客観的に向き合う態度を保持している。台湾社会においてマジョリティ（多数派）を構成している本省人（本島人）、その中でも閩南人（福建人）を中心に分析を進

めており、エスニシティに対する客観的な配慮が感じられる。また、言語の習得における、母語と国語（ナショナル言語）の「二言語併用」社会や皇民化イデオロギーと公民的教養の育成などの、言語習得における多面的要素の指摘は、非常に重要な指摘である。藤森君は、学問的基礎訓練において、政治学、歴史学、社会学、教育学、言語教育、コミュニケーション論、アジア社会論など多くの領域を涉猟している。とかく多領域の学問領域を渡り歩くと、論文の骨格となる社会科学あるいは人文科学の視角が安定しない場合もあるが、藤森君の場合は、むしろ、多くの学問領域の視点が言語教育という課題において見事に結合していると言えよう。

第六は、歴史を周縁的な位置やマージナルな存在から見直そうという社会史の視点を内包している点である。周知のように、フランス・アナル派の歴史学は、支配的な歴史観や実証主義による紋切り型の歴史叙述に対して果敢に挑戦してきた。藤森君の場合は、学校教育史としての公学校や都市部中心の近代化・産業化の歴史実証に対して、農村部や離島、女性の視点、識字率の低い僻地における社会教育の実際など、優れて社会的な観点から実証的研究を積み上げてきている。文書資料に加えてインタビュー調査

によるオーラル（口述）資料の蓄積を心がけている点も評価できる。

以上のように藤森君の論文は、評価すべき点も多いが、残された課題も含めて論証が十分でない点も指摘することができる。第一に、日常言語としての閩南語（福建語）において、公民的教養や知識、知能が醸成されたケースとの比較研究である。今回の主題が「国語普及運動」という植民地総督府の側の国語に限定されていたために、日常生活における言語習得や閩南語（福建語）と北京官話との相違という戦後台湾社会が抱えてきた問題点の方には分析が至らなかった。この点の解明には、福建語によるフィールド調査という困難な課題も残されている。「日本語講習所」というレンズからのぞいたフィールドに対して、今度は、母語から見た台湾社会の近代化、産業化、そして「北京官話」というもうひとつのナショナル言語から見た近代化を重ね合わせて見ることによって、台湾社会の重層的な社会史が描き出せるのではないだろうか。

第二は、著者自らも認めているが、日本統治下朝鮮との比較研究である。植民地統治の観点からは、共通する「国語普及運動」「国語常用運動」ではあるが、朝鮮半島にお

ける抵抗や「困難」は、台湾と大きく異なる。朝鮮における実証研究を通して、改めて「国語」の政策と実際を評価する必要がある。その点では、日本による植民地統治の時代とそこでの近代化の時代の始期との関係が重要な要素となってくるものと思われる。台湾から始めて、韓国・朝鮮、中国東北部、東南アジアへと広げていくことで、「比較アジア近代化論」という壮大なテーマに結びつく未完の課題であるとも言えよう。

4 結論

このように、残された課題や問題点もあるものの、藤森智子君が提出した本論文は、「日本統治下台湾における国語普及運動」を総合的な観点から分析し、非常に手堅い実証研究として学界に対して多大な貢献を行ったことは明白であり、本論文の意義は非常に大きい。

よって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分にふさわしい内容であると判断するものである。

平成三十三年二月二十四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(社会学)	有末 賢
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	国分 良成
副査	国立台湾師範大学歴史学系教授 文 学 博 士	呉 文星